

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月十六日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則六一一〇二

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十四号を第十七号とし、第七号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

八 警察官（巡査）採用試験社会人経験者I類

九 警察官（巡査）採用試験社会人経験者II類

第四条第一項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員採用上級試験（早期区分）

第五条中「第四号」を「第五号」に改める。

第七条中「第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号」を「第二号、第六号、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号及び第十六号」に、「第四条第一項第三号及び第四号」を「第四条第一項第四号及び第五号」に、「第四条第一項第二号、第六号、第十号、第十二号及び第十四号」を「第四条第一項第三号、第七号、第九号、第十三号、第十五号及び第十七号」に改める。

第十三条中「第四条第一項第五号から第十号」を「第四条第一項第六号から第十三号」に改める。

第二十九条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、委員会が必要と認めるときは、別に失効日を定めるものとする。
別表第一職員採用上級試験の項を次のように改める。

職員採用上級試験	一 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。）別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
----------	---

二 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級二級の職

三 埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理制度第五号。以下この表において「企業職員給与規程」という。）別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の

職員採用上
級試験（早期区分）

職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職

四 埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号。以下この表において「下水道局職員給与規程」という。）別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職

別表第一職員採用初級試験の項中「職員採用上級試験」を「職員採用上級試験又は職員採用上級試験（早期区分）」に改め、同表経験者職員採用試験の項を次のように改める。

経験者職員 採用試験	一 給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職
	二 企業職員給与規程別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
	三 下水道局職員給与規程別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
	四 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級二級の職
	五 給与条例別表第八に定める医療職給料表（二）の職務の級一級及び二級の職
	六 学校職員の給与条例別表第八に定める事務職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職

別表第一警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験社会人経験者II類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級二級の職
警察官（巡査）採用試験社会人経験者I類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級一級の職

別表第二職員採用上級試験の項を次のように改める。

心理		福祉	X	(D)	一般行政	一般行政	職員採用上級試験	職員採用上級試験の他の試験職種の対象とならない全ての職	級試験の他の試験職種の対象とならない全ての職	教養試験
務に従事する	必要とする業	主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する職務とすることを職務とする職	祉に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職務とすることを職務とする	主として福祉に従事する	主として福祉に従事する	主として福祉に従事する	専門試験（多肢選択式）	基礎能力検査	基礎能力検査	専門試験（多肢選択式）
一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床	会調査	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）及び社会会議	と法務	ト、システム戦略、マネジメント、サードスマネジメント、組織戦略及び組織と法務	基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクトマネジメント、サードスマネジメント、組織戦略及び組織と法務	選	肢	多	（試験門門）	政治学、社会政策、行政学、憲法、刑法、政治法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、国際関係及び経営

建築	総合 土木	主として電気 及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として電気 及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として電気 及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職
主として建	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として電気 及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職

数学・物理・情報、	II		I		II		I		心理学）、調査・研究及び統計学
	数学・物理・情報、応用力	数学・物理・情報、応用力	数学、水理学、応用力学、土壤物理、測量、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般	数学、水理学、応用力学、土壤物理、測量、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般	作業	報・通信工学	電子工学及び情報工学	制御、電気機器・電力工学、	
及び土木計画	土質工学、材料・施工、都市計画、測量	土質工学、材料・施工、都市計画、測量	及び農業機械	及び農業機械				磁気学・電気回路、電気計測・	

上級試験	職員採用						建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）	建築力学、材料学、建築史、環境原論、建築計画、都市計画、建築構造、建築施工及び建築設備
一般	一般	林業	農業	化学				
試験（早期区分）	職員採用上級	主として林業に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として農業に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として化学に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職				
専門試験（多肢）	教養試験							
門専	行政	政治学、社会政策、行政学、憲法、行政	森林政策・森林經營学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、砂防工学及び林産一般	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般及び農業経済	数学・物理・情報、物理化学、分析化學、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学			

別表第二職員採用上級試験の項の次に次のように加える。

の他の試験職種の対象とならない全ての職		福社	主として福社にに関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	心理	設備
職	主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とすると職務とする	主として心理に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	書類審査 基礎能力検査	身体検査 人物試験	主として福社にに関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

(式) 技 選 多 間 選 試

II	I	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・臨床心理学）、調査・研究法及び統計学	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）及び社会調査
機械設計、機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、				

経験者 職員採用試験		別表第二経験者職員採用試験の項を次のように改める。	建築		主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	土木 総合
一般行政	職員採用上級試験の他の試験		建築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、建築史、環境原論、建築計画、都市計画、建築構造、建築施工及び建築設備			
職種の対象となるない全ての職	教養試験						
書類審査	身体検査	人物試験	論文試験	適性試験			

土木 総合		設備	心理	福祉	X) (D) 行政 一般
関する知識、技 及び農業土木に	主として土木 とを職務とする	職	主として電気 及び機械に関する知識、技術又 はその他の能力を必要とする業 務に従事するこ とを職務とする	主として心理 に関する知識、 技術又はその他の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職	主として福祉 に関する知識、 技術又はその他 の abilities を必要と する業務に従事 することを職務 とする職
					書類審査 身体検査 人物試験 論文試験 適性試験
					書類審査 身体検査 人物試験 論文試験 適性試験 （口述）式述口（驗試門專） 要素、開発技術、プロジエクトマネジメント、サービスマネジメント、システム戦略、経営戦略及び組織と法務 基礎理論、コンピュータシステム、技術

林業	農業	化学	建築	
とする職 する業務を必要と する業務に従事 することを職務	主として林業 に関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職	主として農業 に関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職	主として化学 に関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職	術又はその他の 能力を必要とす る業務に従事す ることを職務と する職 にに関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職（警察 本部に置かれる ものを除く。） 主として建築 にに関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務

警察官 (巡査)	採用試験Ⅱ類

別表第二警察官 (巡査) 採用試験Ⅱ類の項を次のように改める。	警察官 (巡査)	採用試験Ⅰ類
	教養試験 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査 体力検査 基礎能力検査	

別表第二警察官 (巡査) 採用試験Ⅰ類の項を次のように改める。	小・中学 校事	司書	獣医
	市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験の対象となる職	主として図書に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事する職務と職務	学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務と職務
	教養試験 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査 書類審査		

別表第二警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。

			身体検査
			体力検査
			基礎能力検査

警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。	警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。	警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。
適性試験	論文試験	人物試験
身体検査	身体検査	体力検査

別表第二備考に次の一号を加える。

十二 「書類審査」とは、受験者から提出された応募書類等から読み取れる適性、能力等についての審査をいう。

別表第三職員採用上級試験の項の次に次のように加える。

職員採用上級試験（早期区分）	試験年度の四月一日における年齢が二十歳以上三十歳未満の者
----------------	------------------------------

別表第三経験者職員採用試験の項中「六十四歳未満」を「二十七歳以上六十四歳未満」に、「民間企業等（自営業を含む。）における職務経験」を「民間企業等における職務経験等」に改め、同表警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。	試験年度の四月一日における年齢が三十五歳未満の者のうち初任給規則別表第三に定める基準学歴区分の大学卒の資格を取得した者で民間企業等における職務経験を有する者
試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者のうち民間企業等における職務経験を有する者で警察官（巡査）採用試験I類の受験資格に該当しない者	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者のうち民間企業等における職務経験を有する者で警察官（巡査）採用試験I類の受験資格に該当しない者

別表第三警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類の項及び警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類の項中「第二十九条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第七条」を「第四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。